

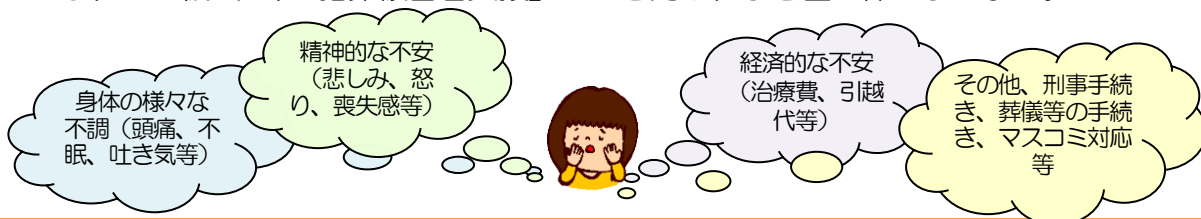
犯罪被害者週間

【11月25日～12月1日】

毎年11月25日から12月1日までは「犯罪被害者週間」です。

事件や事故等の犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が、悲しみや苦しみを抱えながらも、再び笑顔を取り戻すためには、地域の皆様一人一人の理解と協力が大切です。

ぜひ、この機会に、「犯罪被害者支援」に目を向け、手を差し伸べましょう。



被害者相談窓口



警察相談電話

#9110 又は (089)931-9110 (通話料有料)

※ 執務時間外は、当直警察官が対応。

警察では、相談窓口を設け、事件や事故の犯罪被害に関する相談、DVやストーカーに関する相談、いじめ等に関する相談など、被害者やそのご家族等からのご相談に応じています。

ひとりで悩まず、勇気を出して相談して下さい。最寄りの警察署の窓口もご利用下さい。

『性犯罪被害相談』の方はこちらへ

性犯罪被害相談電話

#8103 又は (089)934-0114 (通話料有料)

※ 執務時間外は、当直警察官が対応。

愛媛県公安委員会指定

犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人

被害者支援センターえひめ

「被害者支援センターえひめ」は、県内唯一の犯罪被害者支援団体です。
次のような支援を無料で行っています。秘密は守ります。ぜひご相談ください。

電話相談

面接相談

弁護士との合同
相談(初回無料)
刑事事件に関する相談

警察署・医療
機関等への付
添い支援

裁判における
支援
日常生活の
支援

自助グループの支援

犯罪被害者やそのご家族の
交流の場の提供や支援



相談電話 (089)905-0150

毎週火～土曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く。)
ホームページ <http://www.shien-ehime.or.jp>



警察による犯罪被害者支援

～被害者等が警察で利用できる制度～



被害者連絡制度

殺人・傷害・強姦などの身体犯、ひき逃げ事件・交通死亡事故などの被害者等に対して、事件を担当している捜査員などが、「刑事手続き、捜査状況、被疑者の検挙・処分状況」などを連絡します。

被害者の手引きの配布

殺人・傷害・強姦などの事件や交通事故の被害者等の方のために、「被害者の手引き」を配布しています。



被害者支援要員制度

殺人・傷害・強姦などの身体犯、ひき逃げ事件・交通死亡事故などの被害者支援が必要とされる事案が発生した時に、状況に応じて、被害者等に対し、

病院等への付添い

実況見分等への付添い

不安や要望の聴取

関係団体等の紹介

などの支援活動を行っています。



犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や犯罪行為を受けた被害者に対して、国が一時金として給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金には、「遺族給付金」「重症病給付金」「障害給付金」の3種類があります。

申請には、期限があり、場合によって減額や不支給となる場合もあります。



事件や事故等の犯罪の被害者やそのご家族、ご遺族は、犯罪による直接の被害だけでなく、例えば、司法機関や報道機関、友人・知人等からの心無い言動などにより、二次的被害にも苦しめられると言われています。

警察では、被害者等の様々な負担を考慮し、これら施策を設けていますが、被害者支援は、地域の皆様方の温かいご協力があってこそ成しえるものです。

お近くに犯罪の被害に遭い、お困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひ手を差し伸べてください。

制度の詳細い内容については、愛媛県警察本部犯罪被害者支援室（089-934-0110）又は最寄りの警察署にお問い合わせ下さい。



公費負担制度

性犯罪の被害者に対し、次の医療費などを公費で負担しています。

診断書料

初診料

感染症検査料

妊娠検査料

緊急避妊等薬剤料

性犯罪は、「魂の殺人」と言われる極めて悪質な犯罪です。被害者の中には、大きな精神的ダメージを受けながらも、羞恥心等から誰にも相談できず、一人で抱え込んでいる方もいらっしゃいます。そのような被害者の心情や立場を社会全体で理解し、被害者に元々の心を取り戻していただくために支援を行っていくことが大切です。

その他、一時避難場所の確保に係る経費の負担 等



再被害の防止及び保護対策

被害者等が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や警戒活動、加害者の釈放などの情報提供などを行い、安全を確保する制度があります。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者などで仕返しを受けるおそれがある場合には、必要な措置を行い、被害の未然防止を徹底しています。



精神的被害の支援

犯罪被害により重いストレスにさらされると、

恐怖不安
怒り

自責の念
絶望

物事に集中できない

事件の光景が思い浮かぶ

不眠頭痛
肩こり

などの心身の反応があらわれることがあります。

警察では、このような精神的被害の回復を支援するため、臨床心理士等のカウンセラーと連携しています。



国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外における犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対して給付金を支給する法律が、昨年施行されました。

種類及び支給額は、

死亡した場合（国外犯罪被害弔慰金）200万円

障害が残った場合（国外犯罪被害障害見舞金）100万円となります。